

議案第 76 号

生駒市特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成 22 年 12 月 7 日

生駒市長 山下 真

生駒市特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例等の一部を改正する条例

(生駒市特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 生駒市特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例（昭和 31 年 11 月生駒市条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

附則第 9 項を次のように改める。

9 平成 23 年 4 月 1 日から平成 26 年 2 月 2 日までの間に任期満了し、又は退職した市長又は副市長に支給する退職手当の額は、別表第 2 の規定にかかわらず、同表の規定による退職手当の額から、その額に 100 分の 25 を乗じて得た額を減じた額（その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

別表第 1 中「1,060,000 円」を「954,000 円」に、「880,000 円」を「792,000 円」に改める。

(生駒市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正)

第2条 生駒市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和35年9月生駒市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「750,000円」を「705,000円」に改める。

附則第5項を次のように改める。

5 平成23年4月1日から平成26年2月2日までの間に任期満了し、又は退職した教育長に支給する退職手当の額は、第2条第6項の規定にかかわらず、同項の規定による退職手当の額から、その額に100分の25を乗じて得た額を減じた額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

附則第7項を削る。

（生駒市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正）

第3条 生駒市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成20年9月生駒市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「700,000円」を「616,000円」に改め、同条第2号中「625,000円」を「550,000円」に改め、同条第3号中「570,000円」を「502,000円」に改める。

附則第5項を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

（委任）

2 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。